

施策の柱6 良好な大気・水・生活環境の確保と次世代への継承



1 現状

(1)大気環境の状況

- 硫黄酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染については、大気環境基準を達成し概ね良好な環境を維持しており、その汚染物質濃度も事業所の排ガス処理施設の高度化、自動車の排ガス規制などにより年々低くなってきています。
- 光化学オキシダント³⁷については、全国的な傾向と同じく環境基準を達成していませんが「大気汚染防止法」で定めた注意報発令基準を下回っています。
- 「フロン排出抑制法」の改正により、2020(令和2)年度からフロン類を冷媒とする使用中の空調や冷蔵冷凍機器などの業務用機器の点検など管理義務が強化されています。

(2)水環境・水資源の保全

- 本市を貫流している赤川の水質について38項目にわたって測定した結果、BOD³⁸(生物化学的酸素要求量)でみると、全地点で環境基準を満たしており、経年的にはほぼ横ばいの状況にあります。
- 一方で、公共用水域については、一時的に環境基準を超過する水域があるほか地下水については、有害物質による局所的な汚染が確認されています。
- 公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽(個人設置型含む)の整備は、概ね順調に推移しており、普及率は94.0%(2021(令和3)年度末)まで向上しています。

(3)土壌環境の状況

- 市内の地盤沈下の状況は、概ね沈静化しています。

³⁷窒素酸化物や炭水化物の光化学反応において生じる、オゾンやパーオキシアルナイトレートなどの酸化性物質の総称

³⁸生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の水質汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。値が大きいほど、水質汚濁は著しい。質の総称

(4)化学物質の環境リスクの低減

- 市内の環境中のダイオキシン類やベンゼン等の化学物質は、大気や公共用水域等のモニタリングの結果から、環境基準値や指針値等と比べて概ね問題ないレベルで推移しています。

(5)公害被害等の防止と解決

- 大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭などの公害苦情の件数は、減少傾向にあるものの、近隣騒音など家庭生活に起因する苦情の相談の割合が増えています。

(6)有害鳥獣による被害

- 市街地などでのカラスの糞害、郊外地におけるカラス・ニホンザル・ツキノワグマ・イノシシなどによる農作物被害のほか、集落周辺での生活環境被害も発生しています。

(7)空き家の利活用と適正管理

- 空き家は全国的に増加傾向にあり、相続放棄などによる、管理者不在の空き家も今後増加すると見込まれています。また、ホテルなどの大規模空き家についても、倒産等により管理する者がいない物件が増加しています。
- 平成26年に、空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家特措法」という。）が施行され、市町村の責務として、空き家に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるように努めることとされました。
- 本市では、平成25年に、民間事業者と行政が連携してNPO法人つるおかランド・バンクを設立し、空き家の有効活用と管理受託など空き家に係る問題の解決にあたっています。また、同年、「鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例」を制定し、空き家等に関し、市、市民等及び所有者等の責務を明らかにするとともに、その適正な管理と活用の促進に努めています。



2 課題

- 光化学オキシダントについては、注意報発令基準を下回るものの、すべての地点で環境基準を達成していません。引き続き、オキシダントの生成のもととなる窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出削減を図る必要があります。

- 「フロン排出抑制法」の改正により、フロン類を冷媒とする使用中の業務用機器の点検など管理義務が強化されたことなどを踏まえて、引き続き業務用機器からのフロン類の漏洩防止、回収を促進する必要があります。
- 公共用水域での一時的な環境基準超過や、地下水の局所的な汚染が確認されていることから、引き続き、事業所の汚濁負荷削減や有害物質の漏洩防止を促進する必要があります。
- 生活排水の流入による河川等の汚濁負荷を減らすため、下水道未普及地域の解消や合併処理浄化槽の普及に取り組む必要があります。
- 土壌汚染防止に向けて、有害物質使用事業所における漏洩防止と、汚染が確認された際の汚染の除去や拡散防止対策の着実な実施を求めている必要があります。
- 市内の環境中の化学物質について、県と連携して引き続きモニタリングを行い、ダイオキシン類や有害化学物質の排出削減を継続していく必要があります。
- P.R.T.R.³⁹の届出データなどを活用し、災害時等を含めた化学物質の流出防止対策及び流出時の対応方法を検討していく必要があります。
- 公害苦情処理にあたっては、迅速かつ適切に対応する必要があります。
- 有害鳥獣の生息域の拡大による、人への危害や農作物被害の拡大は、中山間地域における耕作放棄地の増加、地域コミュニティの維持・存続にも影響を及ぼすことから、被害防除・環境整備・捕獲を総合的に推進することが必要です。
- 人口減少が進む中、空き家が増加しており、長期間放置された倒壊の危険がある物件や草木が繁茂し、害虫や小動物が住みつくなど、生活環境に悪影響が出ています。不良空き家になる前に新たな所有者に引き継ぐなど、空き家の有効活用を推進する必要があります。
- 周囲への悪影響を及ぼす危険な空き家などの不良空き家については、所有者等に適正管理を求め、状況によっては空き家の解体を誘導する必要があります。



³⁹(ピーアールティーアール)Pollutant Release and Transfer Register

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度のこと。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」により制度化され、平成13年4月から実施されている。

3 目指す将来の姿

- 澄み渡る青空、赤川をはじめとした河川の清流、日本海など良好な環境が受け継がれ、里山、河川敷きや海岸などがレジャーなど市民に親しまれる空間となっている。
- 本市の豊かな森林の水源地を涵養する機能が維持され、清らかで豊富な水資源が生活環境や経済活動に潤いを与えている。

4 数値目標

指 標	現 状	目 標
水・大気環境基準達成率	光化学オキシダントのみ未達成 (R3)	100% (R13)
公害事案(基準値越え)件数	0件 (R3)	0件 (R13)
危険空き家解体補助件数(累計)	22件 (R3)	72件 (R13)

5 施策の展開方向

(1)大気環境の保全

ア 大気環境のモニタリング

- 光化学オキシダントの原因物質排出抑制を啓発するとともに、注意報発令時の迅速な伝達が行えるよう県と連携して通報訓練を実施して備えます。

イ フロン対策

- オゾン層の保護のため、冷蔵庫やエアコンなどのフロンや代替フロン類を使用する機器の適正排出について、家電リサイクル法による適正処理の普及啓発に取り組みます。

(2)水環境・水資源の保全・活用

ア 水資源の保全・活用

- 地域で育まれてきた湧水などの水資源を次世代に引き継ぐとともに、地域づくり等への活用を推進します。

イ 生活排水処理施設の整備推進

- 下水道未普及地域の解消に向け、効率的で計画的な施設整備を進めます。
- 浄化槽設置者に対し、浄化槽の適正な維持管理を指導します。
- 下水道資源の有効利用を図るため、汚泥や消化ガス、処理水などを農業に活用する「ビストロ下水道」の推進や、生ごみを直接下水道に投入する「家庭用ディスポーザー」の導入検討など、資源循環事業を進めます。

(3) 土壌環境・地盤環境の保全

- 事業所における有害物質の漏洩防止と汚染された土壌の浄化指導により、土壌汚染の未然防止及び汚染の拡散防止を図ります。
- 地下水位の観測等により地盤沈下を監視し、地下水の適正利用を推進します。

(4) 化学物質漏洩や災害時の環境リスクの低減

- 浸水被害時を想定し、P.R.T.R.データや洪水・津波ハザードマップを活用して化学物質の漏洩防止を図ります。

(5) 公害被害等の防止と解決

- 公害苦情が減少傾向にある中、依然としてなくなるしない近隣騒音などの家庭生活に起因する苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。
- 騒音公害のない、静穏な環境の保全に向けた普及啓発を実施します。
- 家畜排せつ物の適正管理を進め、畜舎等からの悪臭の発生防止を図ります。また、悪臭苦情があった場合には、関係機関が連携して対応します。
- 地域社会全体でポイ捨て・不法投棄を防止し、地域の環境を守る意識の醸成を図ります。

(6) 有害鳥獣による被害への対応

- 市街地のカラスの糞公害等は、町内会等の要望に応じて、電線所有者に対して防鳥対策を働きかけます。また、路上に溜まった糞については、道路管理者と連携して洗い流しなどの対応を推進します。
- 有害鳥獣による人や農作物への被害防止策に向け、猟友会や農業関係者、行政で組織する鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会において対策を推進します。

(7)不良空き家の発生抑制と適正管理

- 不良空き家とならないように、空き家相談会の実施や広報により、空き家の利活用を促します。
- 危険空き家等不良空き家については、所有者等に適正管理を求めるとともに、倒壊など周りへの危険が切迫している物件については、危険空き家解体補助金の活用などにより、早期解体を促します。また、所有者がいない物件で、危険が切迫している空き家等については、市による応急措置や空家特別措置法による代執行などを検討します。

コラム

NPO 法人つるおかランド・バンクの取組

NPO 法人つるおかランド・バンクは、全国に先駆け、官民が連携して空き家対策を行う組織として立ち上がり、宅地建物取引士、司法書士、行政書士、建築士、建設業、土地家屋調査士、学術機関、金融機関、行政で構成され、不動産に関する有資格者が対応する「プロボノ※」の組織として活動しています。

※ラテン語の「pro bono publico」の略。「公共善のために」を意味し、各分野の専門家が、知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般や、参加する専門家自身を指します。

つるおかランド・バンクでは空き家バンクを運営し、空き家の総合相談を行っており、空き家・空き地取引の斡旋を行っているほか、空き家の定期巡回による受託管理事業、狭あい道路の解消による住環境の向上の取組、空き家改修による賑わいづくりなどを行っております。

空き家改修ではこれまで、学生向けのシェアハウスや学童保育所、公民館などへの改修サポートを手がけ、地域の新たな賑わいを生み出す空き家の有効活用につながっています。



空き家改修により整備された学童保育所（黄金地区）

【各主体が配慮すべき事項・期待される役割の例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車や公共交通機関の利用による自動車使用の抑制、電気自動車などへの買い替え、エコドライブの推進などにより、自動車排出ガスによる大気環境への負荷を減らす。 ・ 生活排水が未処理の世帯では下水道等への接続や合併処理浄化槽の設置などにより河川等への汚濁負荷を減らす。 ・ 日常生活において、騒音、振動、悪臭等を発生させない。 ・ 家庭で農業や化学肥料等の化学物質を使用するときは、適正に使用する。 ・ 地下水の過剰揚水は行わない。 ・ 日常生活における節水や雨水等の利用により水使用量を削減する。 ・ カラスが営巣している場合には、近寄らないなどの人との棲み分けをおこなう。 ・ 空き家の適正管理と、使用しない空き家については、譲渡など有効活用について検討する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した事業活動を行い、大気汚染、水質汚濁や騒音、振動、悪臭の規制基準の遵守はもとより、より一層の低減を図る。 ・ 節水の励行、雨水や中水等の利用施設の設置等による適切な水利用を行う。 ・ 化学物質の使用に当たっては、適正に管理し、事業活動における環境中への排出を抑制する。また、廃液等を適正に管理し、災害時を想定した使用、保管を検討し、万一流出事故が発生した場合には迅速な回収や流出防止の措置をする。 ・ フロン類を使用した業務用機器の定期点検を実施し、機器の廃棄時にはフロン類を確実に回収することにより、フロン類の漏洩を防止する。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対する大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭、地盤沈下等の生活環境の保全に係る啓発を行い、地域の環境保全に努める。 ・ 住民等の公害苦情を迅速・適切に処理する。 ・ 有害鳥獣の駆除や追い払いとともに、カラスについては、巣に近寄らないなど、市民に対し棲み分けなど共生の考えについても周知する。 ・ 住民に対して、空き家の有効活用と適正管理を促す。 ・ 所有者のいない空き家については、応急措置などの対策を行う。

